

審議事項(1)資料

平成27年度公共用水域及び地下水
の水質測定計画（案）について

大気水質保全課

平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

1 公共用水域水質測定計画（案）の概要

(1) 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条に基づき、公共用水域の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、第 27 条により実施する公共用水域のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

(2) 測定期間

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

(3) 測定地点

水質汚濁防止法に基づく項目については、河川は 31 水域 47 地点、湖沼は 5 水域 6 地点の計 36 水域 53 地点の水質測定を実施する。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく項目については、河川は 7 水域 7 地点、湖沼は 1 水域 1 地点の計 8 水域 8 地点の水質及び底質の測定を実施する。

(4) 測定項目・回数及び実施機関

根拠法令	項目	測定項目	測定回数	実施機関
水質汚濁防止法	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、全亜鉛(Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)等 11項目	年2～24回	山梨県 国土交通省 甲府市
	健康項目	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、砒素(As)、テトラクロロエチレン(PCE)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(NO ₃ -N・NO ₂ -N)等 26項目	年1～12回	
	要監視項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、アニリン等 31項目	年1回	
	特殊項目	銅(Cu)、クロム等 4項目	年1～4回	
	その他項目	塩素イオン(Cl ⁻)、導電率等 8項目	年2～24回	
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル	年1回	山梨県 国土交通省

(5) 公表

測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成28年度に公表する。

なお、環境基準点における主な生活環境項目の調査結果を、毎月1回、県のホームページ上で速報値として公表する。

(6) 測定計画の変更点

- ・甲府市が測定を実施している地点のうち、過去10年間の測定結果から砒素が検出されていない地点(5地点)について、砒素の測定回数を変更する(年間4回を年間2回に変更)。
- ・国土交通省が測定を実施している地点について、経年変化を確認するためノニルフェノールの測定地点及び回数を変更する(環境基準点8地点のうち2地点を年間4回[2地点×年間4回×4年ローリング]から、全8地点について年間2回に変更)。

2 地下水水質測定計画（案）の概要

(1) 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する地下水のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

(2) 測定期間

平成27年4月から平成28年3月まで

(3) 調査方法

地下水の水質調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査により実施する。

概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために調査する。

()環境基準項目、要監視項目

(ア)ローリング方式

県内をメッシュで区切り、各メッシュ内に不定点の井戸を選定し、数年で1巡するよう調査する。

【山梨県】A地区：2年で1巡 B地区：4年で1巡

【甲府市】2年で1巡

A地区：水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある50地区

B地区：A地区以外の31地区

(イ)定点方式

定点において水質の経年変化を把握するために調査する。

()ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査は、県内5kmメッシュで88地区に区切り、2地区につき1地点を5年で1巡するよう調査する。

汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確定するとともに、汚染原因の究明に資するために調査する。

継続監視調査

過去の調査により、環境基準を超過し、継続的に監視する必要がある地点で調査する。

(4) 測定地点

測定機関		山梨県	甲府市	合計	
地点数	概況調査	ローリング方式	33(20)	10(10)	43(30)
		定点方式	9	0	9
	継続監視調査(定点方式)		33	6	39
	ダイオキシン類(ローリング方式)		9	0	9

ローリング方式の()内の数値は要監視項目測定地点数

(5) 測定項目・回数及び実施機関

根拠法令	調査の種類		項目	測定回数	測定機関
水質汚濁防止法	概況調査	ローリング方式	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、トリクロロエチレン(TCE)硝酸性窒素及亜硝酸性窒素(NO ₃ -N・NO ₂ -N)等 環境基準項目 28項目	年2回	山梨県 甲府市
			クロロホルム、トルエン、キシレン等 要監視項目24項目	年1回	
	定点方式	汚染の可能性の高い項目及びその分解生成物	年2回		
	汚染井戸周辺地区調査	前年度の調査で環境基準を超過した項目及びその分解生成物	年1回		
	継続監視調査	前年度までの調査で汚染が確認された項目及びその分解生成物	年1回 ~2回		
ダイオキシン類対策特別措置法	概況調査		ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル	年1回	山梨県

(6) 公表

測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成28年度に公表する。

(7) 測定計画の変更点

概況調査（定点方式）対象井戸の見直し

- ・ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の解除に伴い、定点方式で実施している地点のうち、当該区域周辺の1地点における調査を終了する（10地点から9地点に変更）。

継続監視調査の測定回数の変更

- ・ 過去の測定結果の蓄積（3年以上）により、年間1回の測定で地下水汚染の状況を継続的に監視することが可能な地点については、常時監視業務の効率化を図るため、測定回数を変更する（甲府市内の測定地点について年間2回から年間1回に変更）。
山梨県が実施する地点については、平成26年度より年間1回に変更している。

平成 2 7 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）

山 梨 県

目 次

1 公共用水域水質測定計画 ----- 1

2 地下水水質測定計画 ----- 1 1

公共用水域水質測定計画

【趣 旨】

- 1 この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、公共用水域の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する公共用水域のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

【測定期間】

- 2 測定期間は、平成27年4月から平成28年3月までとする。

【測定地点及び測定機関】

- 3 測定地点は、別表1及び図1とし、測定機関は、山梨県、国土交通省及び甲府市とする。

【測定項目及び測定回数】

- 4 測定項目及び測定回数は、別表2 - a、bのとおりとする。

【採水地点及び採水方法等】

- 5 採水地点及び採水方法等は、河川、湖沼ごとにそれぞれ次のとおりとする。

(1) 河 川

採水地点

採水地点は、原則として流心とする。

採水方法

採水の部位は、水面から原則として水深の2割程度の深さとする。

採水の条件

採水日は、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。

採水時に実施すべき事項

採水時には、採水日時、水面巾、採水地点の右岸又は左岸からの距離などを記録する。

また、一部試料の酸素固定を行うほか、水温、気温、水深、外観、臭気などについても現地で測定又は観測し、記録することを原則とする。

(2) 湖 沼

採水地点

採水地点は、原則として湖心とする。

採水方法

採水の部位は、水面から原則として30センチメートル程度の深さとする。

採水の条件

河川に準ずる。

採水時に実施すべき事項

河川に準ずる。

【測定方法】

6 測定方法は、別表3のとおりとする。

【測定結果の送付等】

7 国土交通省及び甲府市は、公共用水域水質測定結果を、翌月までに、山梨県知事に報告するものとする。

【公表】

8 測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成28年度に公表する。
なお、環境基準点における主な生活環境項目の測定結果を、毎月1回、県のホームページ上で速報値として公表する。

【その他】

9 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

別表1

水質汚濁に係る環境基準測定地点一覧

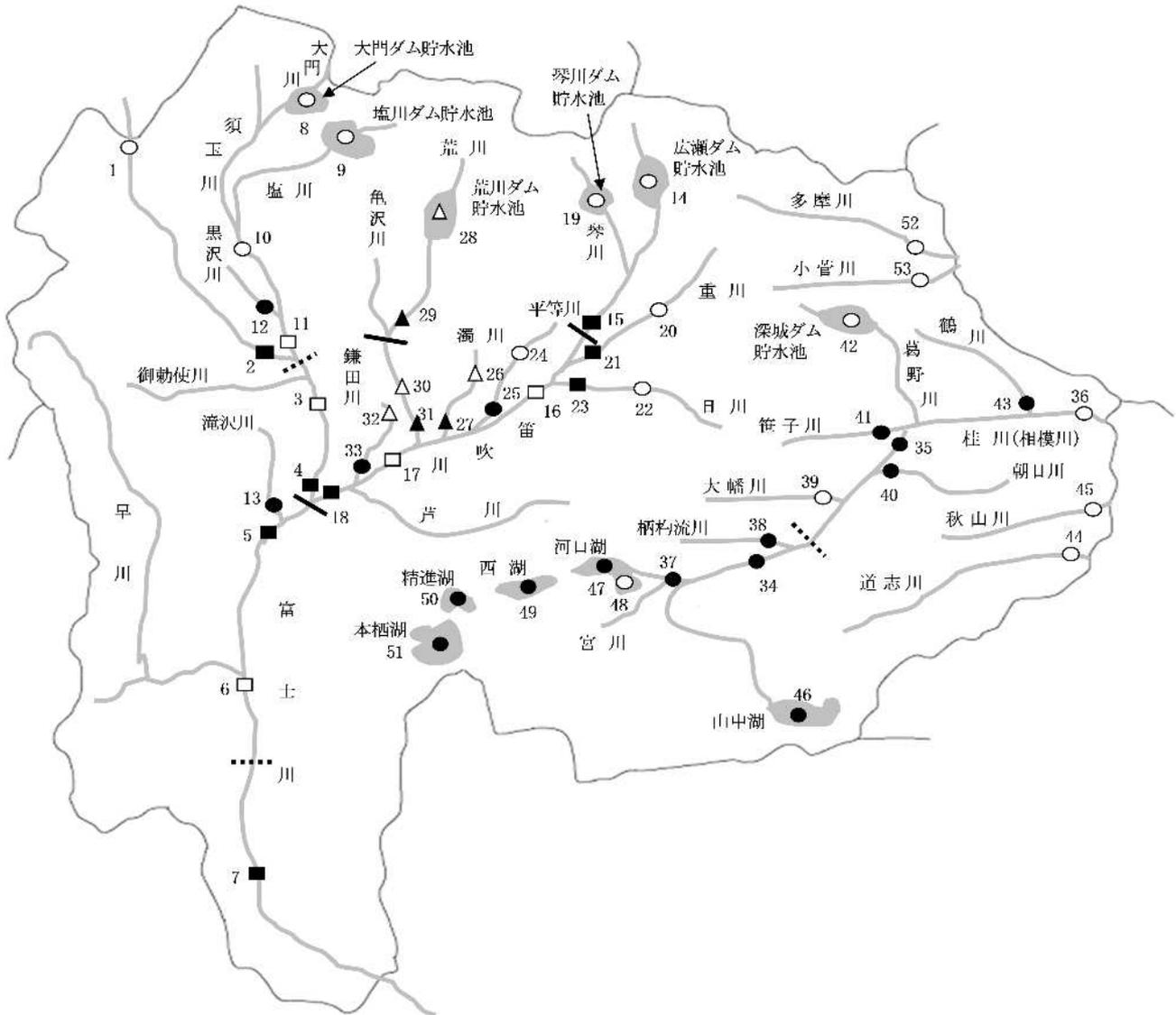
水系名	流域名	水域名	番号	地点 統一 番号	水質測定点	緯度N	経度E	類型及び達成期間				測定機関			流量 測定 地点		
								基準 類型	達成 期間	水生生物		山梨県	国土 交通省	甲府市			
										基準 類型	達成 期間						
富 士 川	富 士 川	富士川(1)	1	1900151	国界橋	355133	1381701	A	A	イ	生物A	イ					
			2	1900101	船山橋	354203	1382715										
		富士川(2)	3	1900251	信玄橋	353944	1383008	A	イ								
			4	1900201	三郡西橋	353410	1382913										
		富士川(3)	5	1900301	富士橋	353221	1382733	A	ハ	生物B	イ						
			6	1900351	富山橋	352513	1382715										
		富士川(4)	7	1901501	南部橋	351712	1382737	A	ロ								
			8	1920901	大門ダム貯水池	355227	1382601										
		塩川	9	1920203	塩川ダム貯水池	355130	1382953										
			10	1920201	藤井堰	354529	1382601										
		11	1920202	塩川橋	354140	1382816											
	黒沢川	12	1902101	黒沢川流末	354152	1382803	C	ハ	生物B	イ							
	滝沢川	13	1901601	新大橋	353405	1382839	B	イ	生物B	イ							
	笛 吹 川	笛吹川上流	14	1900651	広瀬ダム貯水池	355020	1384545	A	イ	生物A	イ						
			15	1900601	亀甲橋	354149	1384106										
		笛吹川下流	16	1900751	鵜飼橋	353853	1383830	A	ハ	生物B	イ						
			17	1900753	桃林橋	353432	1383115										
		18	1900701	三郡東橋	353401	1382919											
		琴川	19	1921101	琴川ダム貯水池	354898	1383924										
		重川	20	1901351	千野橋	353305	1384420	B	イ	生物B	イ						
			21	1901301	重川橋	354014	1384055										
		日川	22	1901451	葡萄橋	353939	1384325	A	イ	生物A	イ						
			23	1901401	日川橋	353942	1384039										
		平等川	24	1901251	平等橋	353908	1383750	B	イ	生物B	イ						
			25	1901201	平等川流末	353649	1383532										
	濁川	26	1901051	砂田橋	353921	1383528	C	ハ	生物B	イ							
		27	1901001	濁川橋	353645	1383534											
	荒川上流	28	1900851	荒川ダム貯水池	354522	1383359	A	A	イ	生物A	イ						
		29	1900801	桜橋	354252	1383211											
	荒川下流	30	1900951	千秋橋	353853	1383357	B	ハ	生物B	イ							
		31	1900901	二川橋	353724	1383421											
	鎌田川	32	1901151	高室橋	353640	1383331	B	ハ	生物B	イ							
		33	1901101	鎌田川流末	353558	1383340											
相 模 川	相 模 川	相模川上流(1)	34	1900401	富士見橋	353126	1385055	A	A	イ	生物A	イ					
			35	1900501	大月橋	353629	1385621						A	ハ			
		相模川上流(2)	36	1900551	桂川橋	353701	1390709										
			37	1902201	昭和橋	352941	1384817	B	ロ	生物B	イ						
		柄杓流川	38	1901701	柄杓流川流末	353239	1385337	A	ハ	生物A	イ						
		大幡川	39	1920401	大幡川流末	353336	1385343										
		朝日川	40	1901801	落合橋	353340	1385918	A	イ	生物A	イ						
		笹子川	41	1901901	西方寺橋	353611	1385522	A	イ	生物A	イ						
		葛野川	42	1921001	深城ダム貯水池	354221	1385659										
	鶴川	43	1902001	鶴川橋	353719	1390626	A	イ	生物A	イ							
	道志川	44	1920701	道志川流末	353220	1390649											
	秋山川	45	1920801	秋山川流末	353451	1390735											
	富 士 五 湖	富 士 五 湖	山中湖	46	1950101	山中湖湖心	352501	1385223	A	イ	生物B	イ					
			河口湖	47	1950201	河口湖湖心	353100	1384521	A	イ	生物B	イ					
				48	1950251	河口湖船津沖	353031	1384609									
西湖			49	1950301	西湖湖心	352954	1384109	A	イ	生物A	イ						
精進湖			50	1950401	精進湖湖心	352927	1383627	A	イ	生物B	イ						
本栖湖	51	1950501	本栖湖湖心	352753	1383509	A	A	イ	生物A	イ							
多 摩 川	多 摩 川	多摩川上流(1)	52	1902351	下保之瀬橋	354708	1385647	A	A	イ	生物A	イ					
		小菅川	53	1920601	小菅川流末	354532	1385800										
3水系	5流域	36水域	計		53地点							33地点	13地点	7地点	32地点		

黒印:環境基準点(27地点) 白印:補助点(26地点)

水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

- ・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流
- ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流
- ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)
- ・多摩川上流(1)を多摩川上流

図1 水質汚濁に係る環境基準測定地点図



測定機関	河 川			湖 沼			合 計
	環境基準点	補 助 点	計	環境基準点	補 助 点	計	
山梨県	● 11	○ 16	27	● 5	○ 1	6	33
国土交通省	■ 8	□ 5	13	-	-	-	13
甲府市	▲ 3	△ 4	7	-	-	-	7
合 計	22	25	47	5	1	6	53

備考: 図中の実線及び点線は類型の境を示す。
 : 点線は水生生物の保全に係る水質環境基準には適用しない。

別表2 - a(一般項目、生活環境項目、健康項目)

水系名		富 士 川																									
流域名		富 士 川										笛 吹															
水域名		富士川(1) 2	富士川(2) 2	富士川(3) 2	富士川(4) 2	大門川	塩川	黒沢川	滝沢川	笛吹川上流	笛吹川下流	琴川	重川	日川	平等川												
測定地点		国界橋	船山橋	信玄橋	三郡西橋	富士橋	富山橋	南部橋	大門ダム貯水池	塩川ダム貯水池	藤井堰	塩川橋	黒沢川流末	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鶺鴒橋	桃林橋	三郡東橋	琴川ダム貯水池	千野橋	重川橋	葡萄橋	日川橋	平等橋	平等川流末	
番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
測定機関		山梨県	国 交 通 省					山梨県	国 交 省	山梨県	国 交 通 省					山梨県	国 交 省	山梨県	国 交 省	山梨県							
環境基準点(補助点)																											
一 般 項 目	天 候	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	気 温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	水 温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	外 観	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	臭 気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	河 流 量		12	12	12	12	12	12					12	12	12		12	12	12	12			12		12		12
	採取位置	12	12	12	12	12	12	12			12	12	24	24		12	12	12	12			12	12	12	12	12	24
	川 透視度	12	12	12	12	12	12	12			12	12	24	24		12	12	12	12			12	12	12	12	12	24
	湖 採取水深								12	12					12						12						
	全水深								12	12					12						12						
沼 透明度								12	12					12						12							
生 活 環 境 項 目	p H	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	D O	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	B O D	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	C O D	12	3	3	3	5	3	5	12	12	12	5	24	24	12	3	5	8	5	12	12	8	12	5	12	24	
	S S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	大腸菌群数	12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	n-ヘキササン抽出物質 1																										
	全 窒 素		5	8	8	8	8	8	12	12		8	12	12	12	8	8	8	8	12		8		8		12	
	全 燐		4	4	4	4	5	5	12	12		4	12	12	12	4	5	4	5	12		4		4		12	
	全 亜 鉛	6	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	6	12	6	6	
ノニルフェノール		2		2	2		2				12	12		2			2			2		2		2	12		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		4		4	4		4				4	4		4			4			4		4		4	4		
健 康 項 目	カドミウム	2	3	1	3	5	1	3	2	2	1	2	2	2	3	1	1	5	4	2	3	2	3	2	2		
	全 シ ア ン	2	2		2	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2		
	鉛	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	4	2	2		2	4	4	2	2	2	2	2	2		
	六価クロム	2	2		2	4		2	2	2	2		2	2	2			4	4	2	2	2	2	2	2		
	砒 素	2	3	1	5	7	3	3	2	12	4	3	2	2	2	5	1	3	7	4	2	5	2	3	12	12	
	総 水 銀	2	2		2	4		2	2	2	2		2	2	2	2		4	4	2	2	2	2	2	2		
	アルキル水銀 1																										
	P C B		1		1	1		1				2	2		1			1			1		1		2		
	ジクロロメタン	2	1		1	1		1	2	2	4		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	四塩化炭素	2	1		1	1		1	2	2	4		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
1,2-ジクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
1,1-ジクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
1,1,1-トリクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	4		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
1,1,2-トリクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
トリクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
テトラクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
1,3-ジクロロベンゼン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
チ ャ ラ ム	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
シ マ ジ ン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
チオベンカルブ	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
ベ ン ゼ ン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
セ レ ン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	2	6	6	2	6	4	4	4	2	4	4	4	6	2	2	6	6	4	6	4	6	4	4		
ふっ素	4	2	1	2	2	1	2	4	4	4	1	4	4	2	1		1	2	6	4	1	4	1	4	4		
ほう素	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	4	4	2	4	4	2	2	2	4	2	2	2	2	4	4		
1,4-ジオキサン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2			
ダ イ オ キ シ ン 類	ホリ塩化ジハソフアラツ及びホリ塩化ジハソ ソ-ハラ-ジオキシン 水質																								1		
	" 底質																								1		
	コラナ-ホリ塩化ビフェニル 水質																								1		
	" 底質																								1		

1:この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。
 2:水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。
 ・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)

別表2 - b(要監視項目、特殊項目)

水系名		富 士 川																								
流域名		富 士 川												笛 吹												
水域名		富士川(1)	富士川(2)	富士川(3)	富士川(4)	大門川	塩川	黒沢川	滝沢川	笛吹川上流	笛吹川下流	琴川	重川	日川	平等川	平等川										
測定地点		国界橋	船山橋	信玄橋	三郡西橋	富士橋	富山橋	南部橋	大門ダム貯水池	塩川ダム貯水池	藤井堰	塩川橋	黒沢川流末	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鶴飼橋	桃林橋	三郡東橋	琴川ダム貯水池	千野橋	重川橋	葡萄橋	日川橋	平等橋	平等川流末
番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
測定機関		山梨県	国 交 通 省					山梨県	国 交 省	山梨県	国 交 通 省					山梨県	国 交 省	山梨県	国 交 省	山梨県						
環境基準点(補助点)																										
要 監 視 項 目	クロロホルム 3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,2-ジクロロプロパン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	P-ジクロロベンゼン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	イソキサチオン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ダイアジノン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フェントロチオン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	イソプロチオラン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	オキシ銅		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	クロロタロニル		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	プロピザミド		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	EPN												1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ジクロロボス		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フェノカルブ		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	イプロベンホス		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	クロルニトロフェン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	トルエン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	キシレン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フタル酸ジエチルヘキシル		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ニッケル		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	モリブデン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	アンチモン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	塩化ビニルモノマー		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	エビクロロヒドリン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	全マンガン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ウラン		1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
フェノール 4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ホルムアルデヒド 4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4-t-オクチルフェノール 4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
アニリン 4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2,4-ジクロロフェノール 4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
フェノール類 1																										
銅		2	2	2	2	2						2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
溶解性鉄		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
溶解性マンガン				1		1						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
クロム												2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
アンモニア性窒素		6	2	6	12	5	5	6	6	1	6	6	6	4	3	12	12	6	6	12	6	12	4	6	6	
磷酸態燐					12			6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
クロロフィルa							12	12	12					12						12						
陰イオン界面活性剤		6	4	4	4	4	4	6	6	6	4	6	6	6	4	4	4	4	4	6	6	4	6	4	6	
塩素イオン		12					12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
導電率		12	2	2	2	2	2	12	12	12	2	24	24	12	2	2	6	6	12	12	2	12	2	12	24	
濁度			12	12	12	12	12					12				12	12	12	12			12		12		
大腸菌数			4	4	4	4	4									4						4		4		

- この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。
- 水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。
・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)
- 人の健康の保護及び水生生物の保全に係る要監視項目
- 水生生物の保全に係る要監視項目

川				相模川													多摩川		総測定回数	国土交通省数	山梨県測定回数	甲府市測定回数										
濁川	荒川上流	荒川下流	鎌田川	相模川上流(1) 2	相模川上流(2) 2	宮川	柄杓流川	大幡川	朝日川	笹子川	葛野川	鶴川	道志川	秋山川	山中湖	河口湖	河口湖船津沖	西湖南					精進湖	本栖湖	多摩川	小菅川						
砂田橋	濁川橋	荒川夕△貯水池	桜橋	千秋橋	二川橋	高室橋	鎌田川流末	富士見橋	大月橋	桂川橋	昭和橋	柄杓流川流末	大幡川流末	落合橋	西方寺橋	深城夕△貯水池	鶴川橋	道志川流末	秋山川流末	山中湖湖心	河口湖湖心	河口湖船津沖	西湖南	精進湖湖心	本栖湖湖心	下保之瀬橋	小菅川流末					
26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53					
甲府市							山梨県																									
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	48	8	33	7
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
	1		1		1		1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	1											

別表3 公共用水域水質測定方法

測定項目		報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (参考)	測定方法	備考	
生活環境項目	p H	-	6.5～8.5	日本工業規格(以下「規格」といふ)K0102 12.1	昭和46年環境庁告示第59号	
	D O	0.5	5～7.5	規格K0102 32	〃	
	B O D	0.5	1～5	規格K0102 21	〃	
	C O D	0.5	1～3	規格K0102 17	〃	
	S S	1	25～50	付表9	〃	
	大腸菌群数	-	50～5000	最確数による定量方法	〃	
	n-ヘキサン抽出物質	0.5	-	付表13	〃	
	全窒素	0.05	-	規格K0102 45.2,45.3又は45.4	〃	
	全磷	0.003	-	規格K0102 46.3	〃	
	全亜鉛	0.001	0.03	規格K0102 53又は付表10	〃	
	ノニルフェノール	0.00006	0.001～0.002	付表11	〃	
	直鎖アルキルベンゼン、セレン酸及びその塩	0.0006	0.03～0.05	付表12	〃	
	健康項目	カドミウム	0.0003	0.003	規格K0102 55.2,55.3又は55.4	〃
		全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102 38.1.2及び38.2又は規格K0102 38.1.2及び38.3	〃
鉛		0.005	0.01	規格K0102 54	〃	
六価クロム		0.02	0.05	規格K0102 65.2	〃	
砒素		0.005	0.01	規格K0102 61.2,61.3又は61.4	〃	
総水銀		0.0005	0.0005	付表1	〃	
アルキル水銀		0.0005	検出されないこと	付表2	〃	
P C B		0.0005	検出されないこと	付表3	〃	
ジクロロメタン		0.002	0.02	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
四塩化炭素		0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,2-ジクロロエタン		0.0004	0.004	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	〃	
1,1-ジクロロエチレン		0.002	0.1	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
トリス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	0.04	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	1	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	0.006	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
トリクロロエチレン		0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
テトラクロロエチレン		0.0005	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,3-ジクロロプロペン		0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃	
チウラム		0.0006	0.006	付表4	〃	
シマジン		0.0003	0.003	付表5の第1又は第2	〃	
チオベンカルブ		0.002	0.02	付表5の第1又は第2	〃	
ベンゼン		0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
セレン		0.002	0.01	規格K0102 67.2,67.3又は67.4	〃	
硝酸性窒素		0.02	10	規格K0102の43.2.1,43.2.3又は43.2.5	〃	
亜硝酸性窒素		0.02		規格K0102の43.1	〃	
ふつ素		0.05	0.8	規格K0102の34.1又は付表6	〃	
ほう素		0.04	1	規格K0102 47.1,47.3又は47.4	〃	
1,4-ジオキサン		0.005	0.05	付表7	〃	
ダイオキシン類		ポリ塩化ベンゾフラン及びポリ塩化ベンゾ-ヒラネジオキシン	-	1pg-TEQ/L	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号
		コラナー-ポリ塩化ビフェニル	-		〃	
	ポリ塩化ベンゾフラン及びポリ塩化ベンゾ-ヒラネジオキシン(底質)	-	150pg-TEQ/g	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	〃	
	コラナー-ポリ塩化ビフェニル(底質)	-		〃	〃	

	測定項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (参考)	測定方法	備考
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.0006	0.006 ~ 3	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	0.04	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	P-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	〃
	フェントロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	〃
	イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	〃
	オキシ銅	0.004	0.04	付表2	〃
	クロロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	〃
	プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	E P N	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	〃
	ジクロルボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	フェノカルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	〃
	イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	クロルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	〃
	トルエン	0.005	0.6	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
	キシレン	0.005	0.4	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	〃
	ニッケル	0.001	-	規格K0102 59.3又は付表4若しくは付表5	〃
	モリブデン	0.007	0.07	規格K0102 68.2又は付表4若しくは付表5	〃
	アンチモン	0.0002	0.02	付表5の第1,第2又は第3	平成16年環水企発第040331003号・環水士発第040331005号
	塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	付表1	〃
	エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	〃
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102 56.2,56.3,56.4又は56.5	〃
	ウラン	0.0002	0.002	付表4の第1又は第2	〃
	フェノール	0.001	0.01 ~ 0.08	付表1	平成15年環水企発第031105001号・環水管発第031105001号
ホルムアルデヒド	0.1	1	付表2	〃	
4-t-オクチルフェノール	0.00003	0.001 ~ 0.004	付表1	平成25年環水大発第1303272号	
アニリン	0.002	0.02	付表2	〃	
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	0.03	付表3	〃	
特殊 項目	フェノール類	0.005	-	規格K0102 28.1	昭和49年環境庁告示第64号
	銅	0.01	-	規格K0102 52.2,52.3,52.4又は52.5	〃
	溶解性鉄	0.005	-	規格K0102 57.2,57.3又は57.4	〃
	溶解性マンガン	0.005	-	規格K0102 56.2,56.3,56.4又は56.5	〃
	クロム	0.005	-	規格K0102 65.1	〃
その 他 項目	アンモニア性窒素	0.02	-	規格K0102 42.5	-
	磷酸態磷	0.003	-	規格K0102 46.1	-
	クロロフィルa	0.001	-	上水試験方法 -4-27	-
	陰イオン界面活性剤	0.02	-	規格K0102 30.1	-
	塩素イオン	1	-	規格K0102 35	-
	導電率	0.1 mS/m	-	規格K0102 13	-
	濁度	5	-	河川水質試験方法 -3	-
	大腸菌数	1	-	別添2	平成23年環水大発第110324001号
備考	「付表」及び「別添」は備考欄に記載されている告示及び通知に記載されているものをいう。				

地下水水質測定計画

【趣旨】

- 1 この計画は、水質汚濁防止法第 16 条に基づき、地下水の水質の測定について必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、第 27 条により実施する地下水のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

【測定期間】

- 2 測定期間は、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までとする。

【測定機関】

- 3 甲府市内の地点については甲府市、それ以外の地点については山梨県とする。
ただし、ダイオキシン類については山梨県が県内全域を測定する。

【調査方法等】

- 4 地下水の水質調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査により実施する。

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水水質の状況を把握するために行う調査で、選定した地区において実施する。

測定項目：環境基準項目、要監視項目及びダイオキシン類
調査地区

ア 環境基準項目、要監視項目の調査地区の選定

(ア) ローリング方式

地下水汚染を発見するために、メッシュに分割した調査区域を順次調査する。

a 山梨県（図 1 参照）

- ・ 県内（甲府市を除く）を 5km メッシュを基本にして分割した 81 地区を A 地区と B 地区に区分する。

A 地区とは、水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある 50 地区を、

B 地区とは、A 地区以外の 31 地区をいう。

- ・ 環境基準項目の調査地区は、A 地区では 2 年、B 地区では 4 年のローリングにより選定する。
- ・ 要監視項目の調査地区は A・B 地区とも 4 年のローリングにより選定する。

b 甲府市（図 2 参照）

- ・ 甲府市の調査地区は、甲府市内の市街地を 2km メッシュで分割した 18 地区とそれ以外の地域を 5km メッシュで分割した 3 地区の計 21 地区を、2 年のローリングにより選定する。

(イ) 定点方式

利水的に重要な地域や有害物質を使用している工場・事業場等が立地している地域等において、汚染の発見又は濃度の推移等を把握する。（別表 1 参照）

イ ダイオキシン類の調査地区の選定（図 3 参照）

- ・ ダイオキシン類の調査地区は、県内を 5km メッシュを基本に分割した 88 地区のうち 2 区画につき 1 地点を、5 年のローリングにより選定する。

測定回数：環境基準項目は年 2 回（豊水期、渇水期）、要監視項目は年 1 回（8 月）、ダイオキシン類については年 1 回（8 月）測定する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において、環境基準項目及びダイオキシン類の測定結果が環境基準を超過したときに、原因究明及び汚染範囲の確定のために実施する。

(3) 継続監視調査

過去の調査により、環境基準項目及びダイオキシン類が環境基準を超過し、継続的に監視する必要がある地点で行う水質調査で、年1回～2回実施する。(別表2参照)

なお、継続監視調査は、調査地点で数年連続して、環境基準以下となり、かつ、汚染範囲が環境基準以下になっていることを確認した上で終了する。

【測定地点】

5 調査地点数は次のとおりとする。

測定機関		山梨県	甲府市	合計	
地点数	概況調査	ローリング方式	33 (20)	10 (10)	43 (30)
		定点方式	9	0	9
	継続監視調査		33	6	39
	ダイオキシン類		9	0	9

ローリング方式の()内の数値は要監視項目測定地点数

【測定方法】

6 測定方法は、別表3のとおりとする。

【利用状況調査】

7 地下水水質測定に併せて別表4により地下水利用状況調査を実施する。

【測定結果の送付等】

8 甲府市は、地下水水質測定結果を各回の測定終了の都度、山梨県知事に報告するものとする。

ただし、環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに山梨県知事に連絡するとともに、原因究明のための調査を行うものとする。

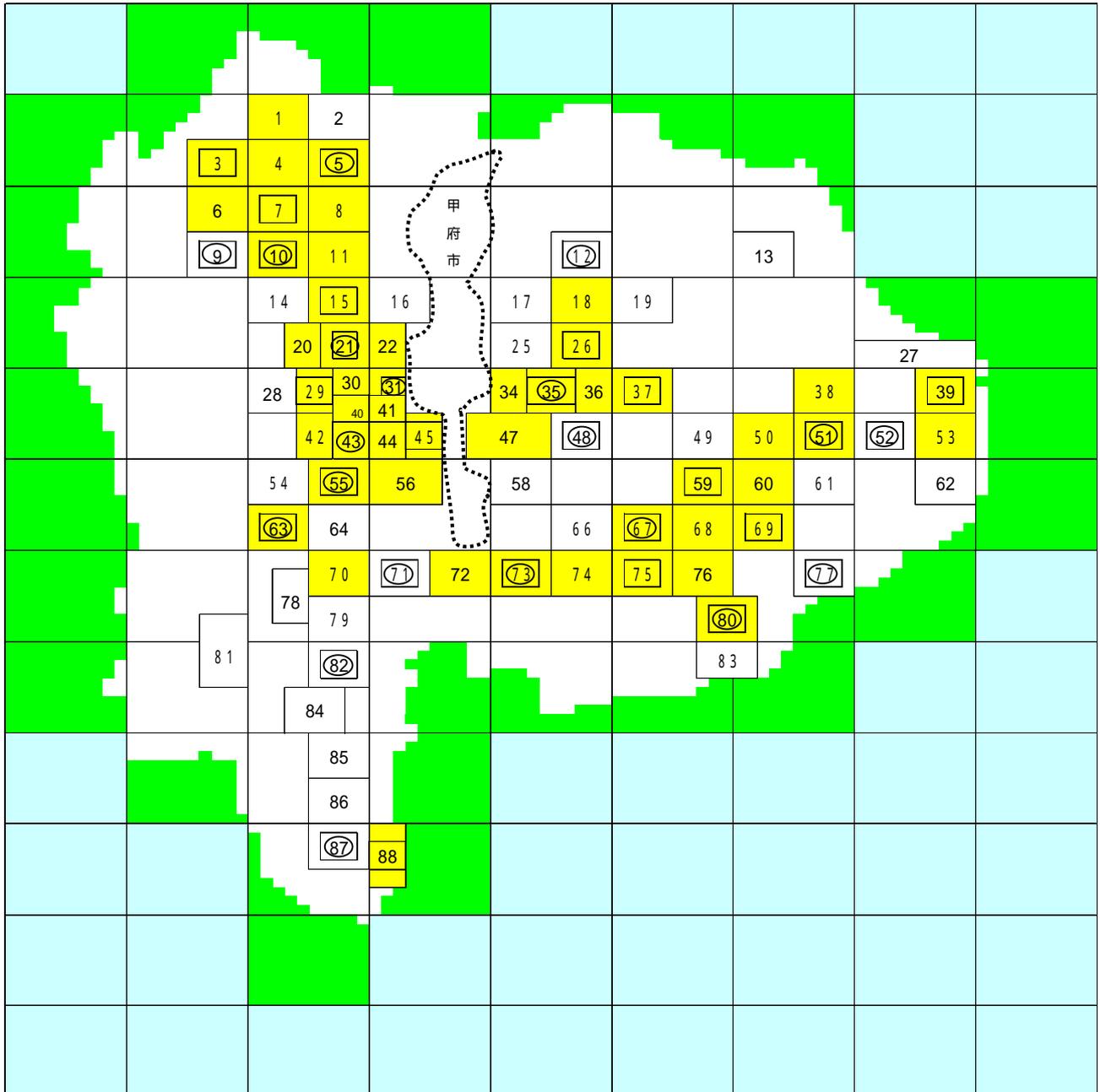
【公表】

9 測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成28年度に公表する。

【その他】

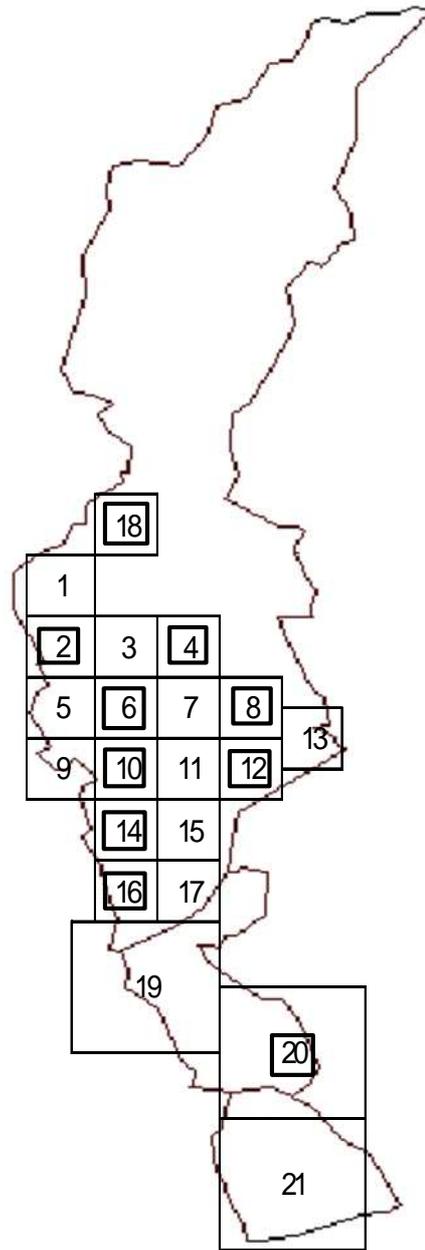
10 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

図1 ローリング方式の測定地点図(環境基準項目・要監視項目)



- ・ 5kmメッシュを基本とする県内81地区(No.23,24,32,33,46,57,65,甲府市のため除く)
- ・ 有害物質使用特定施設設置地区(50地区)
- ・ は環境基準項目測定地点(33地点)。うち、 印の地点については要監視項目も測定(21地点)。

図2 甲府市測定地点図（環境基準項目・要監視項目）



- ・市街地を2 kmメッシュで区切った18地区とそれ以外の地域を5 kmメッシュで区切った3地区の計21地区
- ・□ は環境基準項目及び要監視項目測定地点（10地点）

別表 1 定点方式の測定地点

番号	測定地点	測定開始年度	測定機関	測定対象項目
1	都留市 上谷	H21	山梨県	重金属等(六価クロム、砒素)
2	南都留郡忍野村 忍草	H23		揮発性有機化合物
3	都留市 下谷	H23		揮発性有機化合物
4	韮崎市 清哲町青木	H24		重金属等(鉛)
5	韮崎市 清哲町青木	H24		重金属等(鉛)
6	韮崎市上祖母石	H24		重金属等(鉛)
7	中央市 大田和	H24		揮発性有機化合物、ふっ素
8	中央市 極楽寺	H25		ふっ素
9	上野原市 鶴川	H25		揮発性有機化合物、ふっ素

揮発性有機化合物については分解生成物についても測定を行う。

別表 2 継続監視調査の測定地点

番号	測定地点	測定開始年度	測定機関	測定対象項目	測定実施時期	
					豊水期	渇水期
1	北杜市 長坂町大八田	H2	山梨県	揮発性有機化合物		
2	北杜市 長坂町長坂上条	H2		揮発性有機化合物		
3	甲州市 勝沼町等々力	H3		揮発性有機化合物		
4	笛吹市 石和町市部	H3		重金属等(砒素)		
5	南アルプス市 六科	H4		揮発性有機化合物		
6	南アルプス市 田島	H4		揮発性有機化合物		
7	昭和町 西条新田	H4		揮発性有機化合物		
8	昭和町 築地新居	H4		揮発性有機化合物		
9	昭和町 上河東	H4		揮発性有機化合物		
10	富士川町 青柳	H4		揮発性有機化合物		
11	大月市 七保町	H4		揮発性有機化合物		
12	大月市 初狩町	H7		揮発性有機化合物		
13	笛吹市 石和町井戸	H7		揮発性有機化合物		
14	昭和町 築地新居	H8		揮発性有機化合物		
15	昭和町 飯喰	H8		揮発性有機化合物		
16	昭和町 飯喰	H8		揮発性有機化合物		
17	笛吹市 石和町砂原	H9		揮発性有機化合物		
18	北杜市 高根町箕輪	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
19	南アルプス市 十五所	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
20	笛吹市 御坂町八千蔵	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
21	笛吹市 石和町川中島	H12		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
22	甲州市 勝沼町上岩崎	H12		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
23	南アルプス市 小笠原	H16		揮発性有機化合物		
24	笛吹市 八代町南	H17		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
25	笛吹市 境川町藤壘	H18		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
26	上野原市 大野	H18		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
27	北杜市 長坂町長坂上条	H18		揮発性有機化合物		
28	山梨市 牧丘町城古寺	H20		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
29	笛吹市 八代町南	H20		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
30	笛吹市 御坂町下黒駒	H20		重金属等(砒素)		
31	上野原市 大柵	H23		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
32	南部町 本郷	H26		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
33	南アルプス市 上今井	H26		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
34	甲府市 新田町	H2	甲府市	揮発性有機化合物		
35	甲府市 青葉町	H13		揮発性有機化合物・重金属等		
36	甲府市 北口	H13		揮発性有機化合物・重金属等		
37	甲府市 下向山	H13		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
38	甲府市 国玉町	H19		重金属等(鉛、ふっ素)		
39	甲府市 古関町	H24		重金属等(砒素)		

揮発性有機化合物については分解生成物についても測定を行う。

別表3 地下水水質測定方法

測定項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (参考)	測定方法	備考	
カドミウム	0.0003	0.003	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 55.2,55.3又は55.4	平成9年環境庁告示第10号	
全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102 38.1.2及び38.2又は規格K0102 38.1.2及び38.3	〃	
鉛	0.005	0.01	規格K0102 54	〃	
六価クロム	0.02	0.05	規格K0102 65.2	〃	
砒素	0.005	0.01	規格K0102 61.2又は61.3又は61.4	〃	
総水銀	0.0005	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号(以下、「公共用水域告示」という。)付表1	〃	
アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表2	〃	
P C B	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表3	〃	
ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	付表	〃	
1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	〃	
1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	シス体にあつては規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2 トランス体にあつては規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
トリクロロエチレン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃	
チウラム	0.0006	0.006	公共用水域告示付表4	〃	
シマジン	0.0003	0.003	公共用水域告示付表5の第1又は第2	〃	
チオベンカルブ	0.002	0.02	公共用水域告示付表5の第1又は第2	〃	
ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
セレン	0.002	0.01	規格K0102 67.2又は67.3	〃	
硝酸性窒素	0.02	10	規格K0102の43.2.1,43.2.3又は43.2.5	〃	
亜硝酸性窒素	0.02		規格K0102の43.1	〃	
ふつ素	0.05	0.8	規格K0102の34.1又は公共用水域告示付表6	〃	
ほう素	0.04	1	規格K0102 47.1,47.3又は公共用水域告示付表7	〃	
1,4-ジオキサン	0.005	0.05	公共用水域告示付表7	〃	
D X N 類	ホリ塩化ジヘンソフラン及びホリ塩化ジヘンソ-パラ-ジオキシン	-	1pg-TEQ/L	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号
	コブラナーホリ塩化ビフェニル	-		〃	
そ の 他 項 目	水温	-	-	規格K0102 7.2	-
	pH	-	-	規格K0102 12.1	-
	導電率	-	-	規格K0102 13	-

測定項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (参考)	測定方法	備考	
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.0006	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号
	1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	P-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	〃
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	〃
	イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	〃
	オキシ銅	0.004	0.04	付表2	〃
	クロロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	〃
	プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	EPN	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	〃
	ジクロルボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	フェノブカルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	〃
	イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	クオルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	〃
	トルエン	0.005	0.6	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
	キシレン	0.005	0.4	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	〃
	ニッケル	0.001	-	規格K0102 59.3又は付表4若しくは付表5	〃
	モリブデン	0.007	0.07	規格K0102 68.2又は付表4若しくは付表5	〃
アンチモン	0.0002	0.02	付表5の第1,第2又は第3	平成16年環水企発第 040331003号・環水土発第 040331005号	
エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	〃	
全マンガン	0.02	0.2	規格K0102 56.2,56.3.56.4又は56.5	〃	
ウラン	0.0002	0.002	付表4の第1又は第2	〃	

「付表」は備考欄に記載されている告示及び通知に記載されているものをいう。

別表 4

(この調査票は、調査日当日、採水に伺った職員にお渡し下さい。)

地下水利用状況調査票

< 必要事項を記入し、該当する項目を 印でかこんで下さい。 >					井戸 番号	
所有者	氏名			管理者	氏名	
	住所				住所	
(1) 井戸の状況						
井戸の所在地						
使用開始日	年 月 日	使用人数	人			
井戸の形式	手掘・打ち込み・機械堀・自噴・湧水・その他()					
取水方法	電動ポンプ・手押しポンプ・つるべ・自噴・その他()					
使用頻度	毎日・時々・使用していない(年間)・その他()					
使用量	m ³ /日(月・年)		揚水量	m ³ /日(月・年)		
使用目的	飲用水・飲用以外の生活雑用水(洗濯・風呂等)・工業用原料水・工業用雑用水・農業用水・その他()					
井戸深度等	m	ストレ-ナの位置	m	深井戸・浅井戸		
地下水位状況	水量豊富・季節的に低下・最近低下・その他()					
水質異常有無	有[味・臭い・色・その他()]・無					
(2) 地域(使用者)の状況						
水道普及状況	水道と併用(同一蛇口・別の蛇口)・水道は入っていない					
し尿処理状況	下水道・し尿浄化槽・合併浄化槽・汲取り 放流先(公共用水域・地下浸透)					
雑排水処理状況	下水道・合併浄化槽・未処理・放流先(公共用水域・地下浸透)					
井戸周辺の状況 (半径 500m)	住居地・商業地・工業地・農地・その他()					
地下水利用状況	地域で地下水の利用が多い・地域で地下水の利用は少ない					
備 考						
調査者記入用						
井戸番号		調査年月日	年 月 日			
井戸水温		調査機関		調査者名		

参考：公共用水域の環境基準（生活環境項目）

生活環境の保全に関する環境基準

【河川】

項目 類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-

【湖沼】

項目 類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (PH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下

水生生物の保全に係る水質環境基準

【河川及び湖沼】

項目 類型	基準値		
	全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物B	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

達成期間の分類

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的すみやかに達成

〒 400-8501 甲府市丸の内 1 - 6 - 1
山梨県森林環境部大気水質保全課
055-223-1511 (直通)

平成25年度公共用水域測定結果の概要

県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定により作成した水質測定計画に基づき水質測定を実施した（測定は国土交通省、県、甲府市が実施）。

生活環境の保全に関する環境基準項目の測定結果

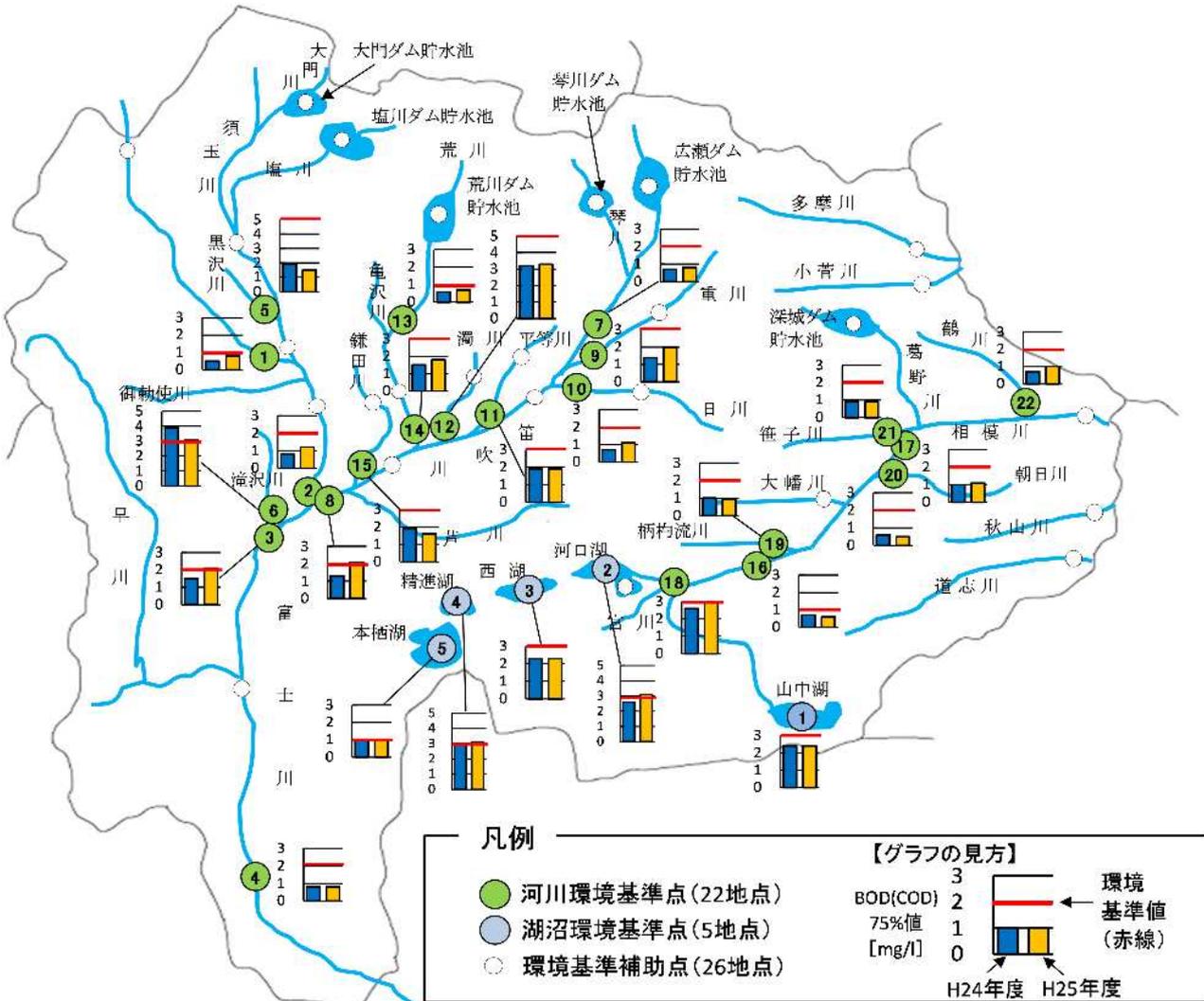
生活環境の保全に関する環境基準項目のうち、水の汚れの程度を示す値（河川：BOD、湖沼：COD）について、河川では、富士川富士橋、滝沢川新大橋及び笛吹川三郡東橋において環境基準を超過したが、その他の地点において環境基準を達成した。

湖沼では、河口湖湖心及び精進湖湖心において環境基準を超過したが、その他の地点において環境基準を達成した。

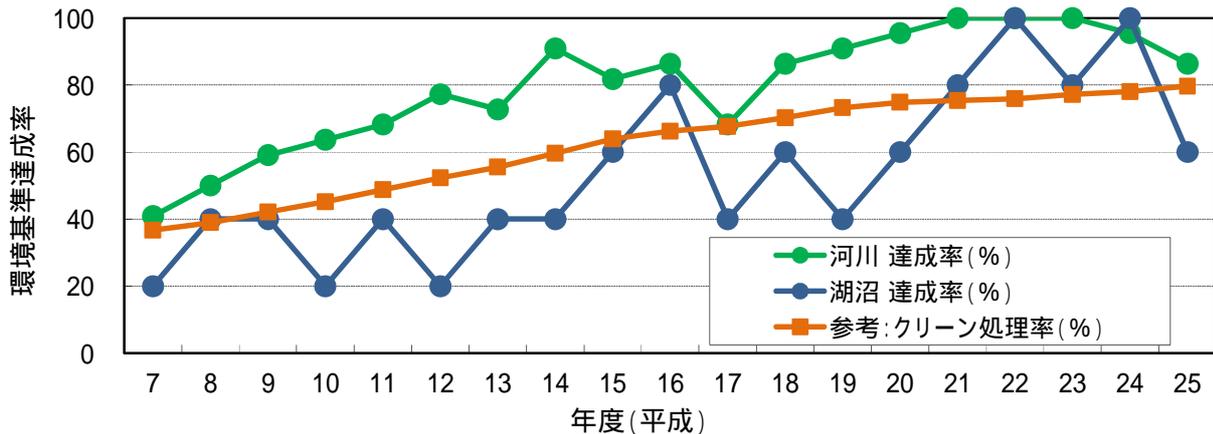
富士川富士橋	：年間75%値2.1 mg/l	環境基準2.0 mg/l
滝沢川新大橋	：年間75%値3.1 mg/l	環境基準3.0 mg/l
笛吹川三郡東橋	：年間75%値2.1 mg/l	環境基準2.0 mg/l
河口湖湖心	：年間75%値3.1 mg/l	環境基準3.0 mg/l
精進湖湖心	：年間75%値3.1 mg/l	環境基準3.0 mg/l

水生生物の保全に係る環境基準項目（全亜鉛及びノニルフェノール）については、全ての地点において環境基準を達成した。

地点別測定結果



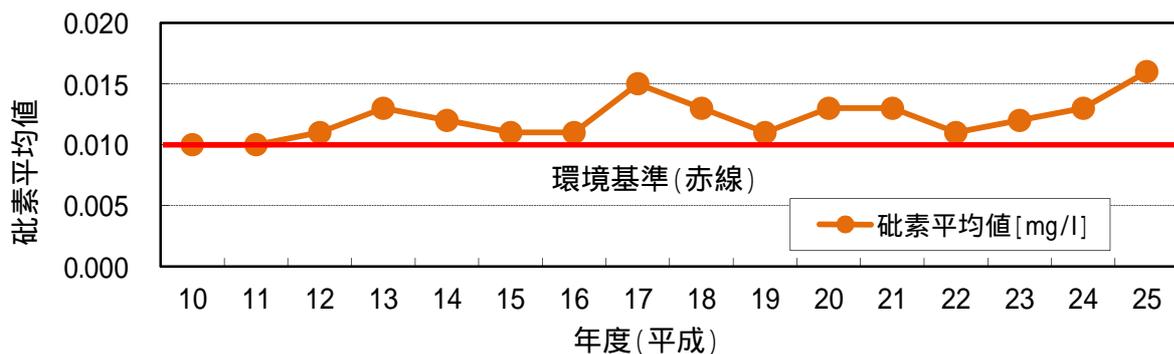
環境基準達成率の推移



人の健康の保護に関する環境基準項目の測定結果

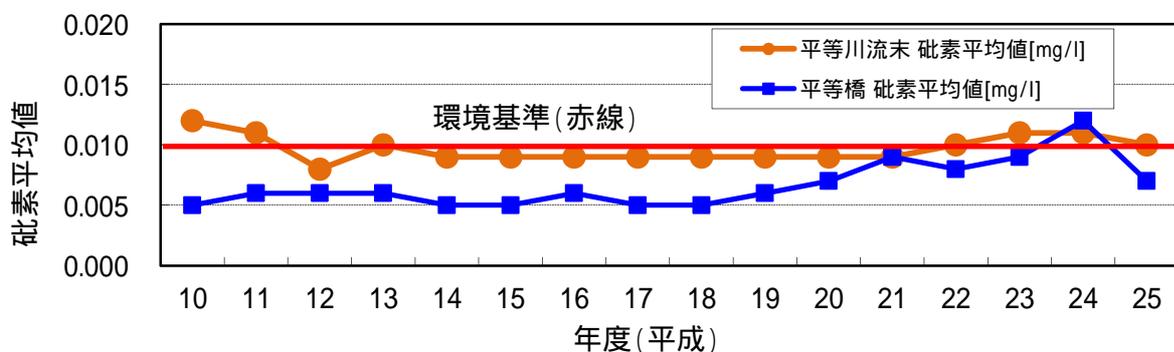
塩川ダム貯水池（北杜市須玉町）で、昨年度に引き続き、地質由来により砒素が環境基準を超過した。

（年間平均値 0.016 mg/l、環境基準 0.01 mg/l）



平等橋（甲府市川田町）及び平等川流末（甲府市落合町）では、平成 24 年度に地質由来により砒素が環境基準を超過したが、平成 25 年度は環境基準を達成した。

（平等川流末：年間平均値 0.010 mg/l
 平等橋：年間平均値 0.007 mg/l 環境基準 0.01 mg/l）



その他の項目（26項目）については、全ての地点で環境基準を達成した。

要監視項目の測定結果

測定した全ての項目（28項目）について、指針値以下であった。

平成25年度地下水測定結果の概要

県内の地下水の水質汚染状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定により作成した水質測定計画に基づき水質測定を実施した（測定は県及び甲府市が実施）。

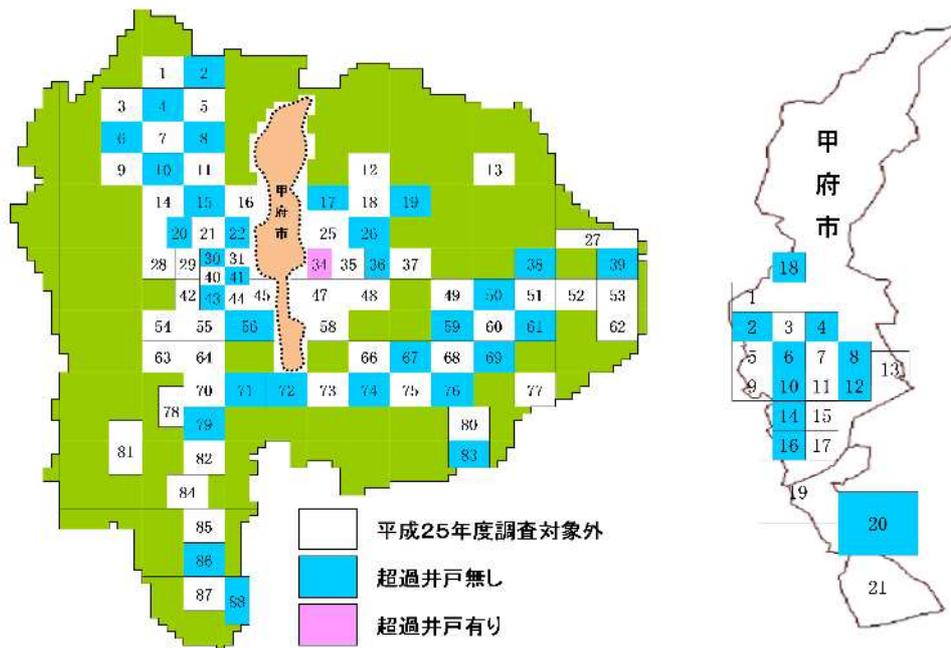
概況調査の結果

(1) ローリング方式（山梨県全体の地下水の状況を把握するため、山梨県内を102地区に分割し、2年又は4年で一巡するように全体を調査）

環境基準項目

環境基準項目については、42地点で調査を実施したところ、1地点（笛吹市石和町窪中島）で砒素が環境基準を超過した（ 0.048mg/L 、環境基準 0.01mg/L ）

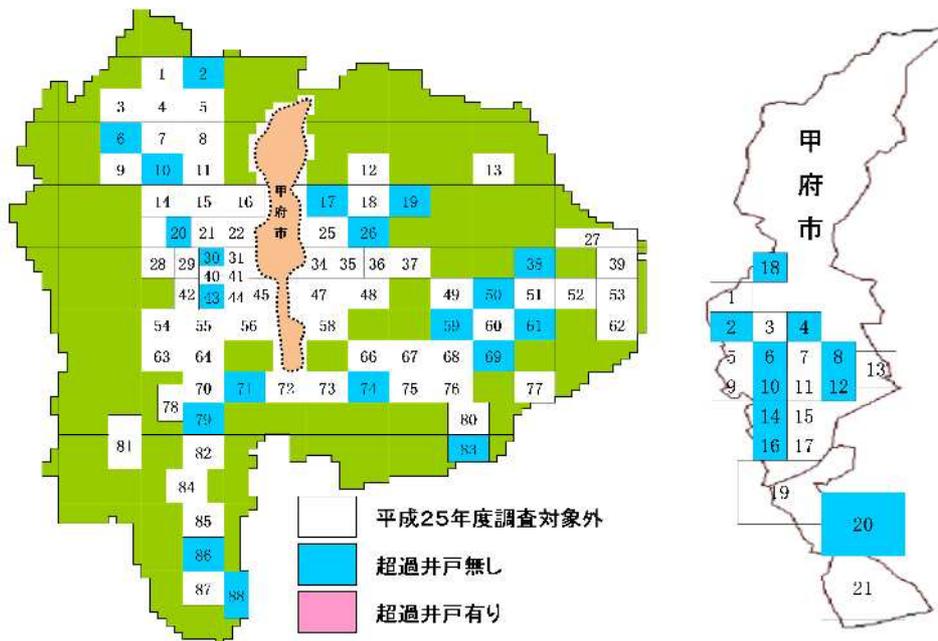
その他の項目については、全ての地点で環境基準を達成した。



(注) 超過井戸の存在状況をメッシュ単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない

要監視項目

要監視項目については、30地点で調査を実施したところ、全ての地点で指針値を下回った。



(2) 定点方式 (利水的に重要な地域等において、重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的に調査)

都留市田原、都留市四日市場、北杜市小淵沢町、忍野村忍草、韮崎市清哲町 (2 地点)、韮崎市上祖母石、中央市大田和、中央市極楽寺、及び上野原市鶴川の合計 10 地点で調査を実施したところ、測定した項目は全ての地点で環境基準を達成した。

継続監視調査の結果

汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査

調査した 37 地点のうち 25 地点で環境基準を達成したが、12 地点で引き続き環境基準を超過した。このため、今後も継続的な監視を行っていく。

環境基準超過井戸	環境基準内検出井戸	不検出井戸
12 地点 (飲用井戸 1)	20 地点 (飲用井戸 1)	5 地点 (飲用井戸なし)

汚染井戸周辺地区調査の結果

概況調査等において環境基準を超過したときに、原因究明及び汚染範囲の確定のために行う調査で、通常は年 2 回の測定後の翌年度に行う。しかし (2) については、1 回目の調査で環境基準の 2 倍を超えて検出され、年間平均値で環境基準を超過することが判明したため、平成 25 年度に汚染井戸周辺地区調査を実施した。

(1) 南部町本郷

平成 24 年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した南部町本郷の汚染井戸の周辺を調査したが、周辺には井戸が存在していなかった。なお、周辺には原因となる工場・事業場はなく、原因究明には至らなかった。

当該汚染井戸は、継続監視調査の対象井戸として継続的な監視を行っていくこととした。

(2) 笛吹市石和町窪中島

平成 25 年度に砒素が環境基準を超過した笛吹市石和町窪中島の汚染井戸の周辺を調査したところ、21 地点 (笛吹市石和町窪中島、笛吹市石和町市部、甲府市川田町) のうち、3 地点で環境基準を超過した。なお、周辺には原因となる工場・事業場はなく、平成 3 年度に自然的要因で広範囲に砒素の環境基準の超過が確認された笛吹市石和町市部地区と一体の地区であることから、自然的要因と考えられる。

このため、笛吹市石和町市部の継続監視調査井戸で今後も継続的に監視していくこととした。